

日本における住居集合史の総括的研究(梗概)

東京大学工学部建築学科
稲垣研究室

序

1. 研究目的・方法

本研究の目的は、前年度までに実施された住居集合史に関する一連の調査研究^{注1)}の成果を基礎として、それらをより体系的に検討することで日本における住居集合の歴史的特質を明らかにすることにある。もとより我々の調査対象は限定されたものであって、その地域的な個性を昇華した上で、より普遍的な形でこれらの特質を提示することは容易なことではない。そのためには、さらに多くの具体的検証を必要としようが、本研究では我々が、都市史・集落史あるいは民家史によってあらかじめ設定されたカテゴリーを前提とするのではなく、「住居集合」をキーワードとする建築類型学的方法を用いることによって抽出してきた住居および住居集合の特質について提起しておきたい。

ここで一連の調査研究で扱われてきた問題点の所在を簡単に整理してみると、

(1) 住居と土地の関係性が重視される。近世中期以前の住居集合の復元的考察は、現存する住居遺構の少なからず諸史料による宅地割を主としたものにならざるを得ないが、それは単に史料上の制約を意味するのではなく、逆に中近世の住居が土地を媒介として自律的な単位性と住居集合の構成原理を獲得してきたことを示唆している。

例えば、町屋敷では一般的に地割の継承性が強く、宅地規模の変化が認められる場合にも、前段階の地割形状を留めながら分割・統合によっている。このような過程から1列型・2列型の町家形式が建築類型として定形化してゆくのであり、また竹原(広島県竹原市)・鞆(広島県福山市)で特徴的にみられた地割の統合過程に対応した多棟連結型の大規模町家が形成されるのである。このよ

注1) 公開された調査研究報告書は以下のとおりである。
「竹原—歴史的街区の形成と展開」1978・3
「宿根木 伝統的建造物群保存対策調査報告」新潟県佐渡郡小木町 1981・3
以下は、住宅建築研究所助成研究による。
「奈良盆地における住宅地形成の解析」1982・9
「大和郡山城下町における住宅地形成の解析」1984・2
「近世の遺構を通して見る中世の居住に関する研究」1985
「中世都市・集落における居住形態に関する研究(梗概)」1985

うに短冊型の地割の継承性が建築の平面形式の方向性を強く規定している。

さらに中近世の屋敷地は、住居集合の構成員として「家」の単位性を保証するものであり、建物敷地以上の意味をもっている。正規の屋敷地の所持とそのことによって生じる負担(軒役・家役等)を前提に住居の自律性が獲得されるのである。逆に屋敷地を所持しない諸階層(借家・地借人層、肩付・被官奉公人層、傍系家族・隠居層等)の住居集合内の存在形態が問題とされた。

以上のように、宅地割は、住居集合を構成する基底条件とみなされる。

次に、私有地としての宅地と公的な土地との関係性が注目された。そこでは常に、私の領域の拡充の過程(巷所化、軒下・浜地の占有化等)がみられる一方で、それらを規制し秩序化する行為が確認された。また、宿根木(新潟県佐渡郡小木町)・菅浦(滋賀県伊香郡西浅井町)では、私有地でありながら共用される領域(道路・路地、浜地等)さらに共有地が、住居集合を媒介する空間として存在した。それらは、住居の拡充という個別的な要請とそれを秩序化する住居集合の論理の形成を物語っており、建築—宅地—街区—集落・都市へと私から公に至る境界が閉鎖的であるか開放的であるかは、構成員を含めた住居集合のあり方に関係している。

最後に耕地について、特にそれを生活基盤とする集落、例えば宿根木では、耕地所有形態が住居集合の形成過程と密接な関係性をもつことが確認された。また住居集合内の耕地は、町屋敷では宅地背後の「内島」「残島」あるいは「掛持」の島、菅浦では「前田」「野島」が存在したが、これらは単に生産のための土地ではなく、都市化あるいは家族形態の変化を受け入れ、高密度化を媒介するものであった。

(2) 住居集合のティポロジック的考察から抽出された住居の諸類型とその展開は、民家史における建築技術的問題あるいは、個別の社会経済的背景を越えた住居の「型」としての定着を意味している。そこでは様々な家族形態をもつ「家」の存在形態とそれらによって構成される多様な社会階層に対応した位相の異なる住居形態の共時的・通時的展開が問題となる。

竹原における町家系の住居の展開過程は、地割に規定

された1列型・2列型の基本類型の展開と、さらに内部機能の分化というよりは、新しい機能の導入とみられるザシキ・ユニット等の住居集合で共有されている単位の変化の過程として捉えられた。さらに**鞆**では、中心と周縁あるいは浜側と内陸で、狭小な間口の前土間型住居と間口の広い通り土間1列・2列型住居が位相の異なる基本類型として抽出されるが、それは中世から近世への空間的な積層性とそこに内在した階層差を示唆している。

大和郡山(奈良県大和郡山市)城下町では、こうした町家系の建築類型に対して農家系、武家系の建築類型が抽出され、それぞれの定形化と中間形態の存在を一つの住居集合の中に見いだした。このような諸階層の住居の関係性がさらに検討されねばならない。

また宅地割に比較的余裕のみられた**大和郡山**の集落や**宿根木・菅浦**では、主屋に加えて付属屋群によって構成される配置形態が住居集合を特徴づけている。例えば**大和郡山**の集落では、それまで環濠などによって閉じていた集落が次第に開放化するとともに、長屋門・土蔵(乾・巽)等の付属屋群によって宅地を圍繞する傾向がみられるが、その個々の配置形式が定形化して並置されることで住居集合全体を秩序化している。**宿根木、菅浦**では、こうした囲い込みの形式は決して自己完結的な閉鎖化ではなく、隣家への配慮あるいは集落空間との相互依存的な関係によって個から全体へと連続的に展開している。これらは、構成員の「家」としての住居の自律性の獲得の過程が、幾つかの階層差をもちながらも、全体として住居集合を秩序づける方向へと調整されてきたことを示している。こうした住居集合における集団的知恵の内容について、さらに検討されなければならない。

(3) 次に、住居集合のもつ計画性と自律性の内容と両者の関係が問題になった。すなわち、住居集合の計画性を問題にする場合に単に形態的な規則性の存在に留まらず、その主体と意図を把握することから、そこに介在した諸階層の空間的対応を時間的経緯の上で捉える必要がある。また、こうした住居集合が継承されていく過程で形成される単位としての住居の自律性と住居集合の秩序の関係性およびその成立基盤が問題となる。

竹原でみられた近世における都市開発では、個々の宅地の増殖によって生じた川端の占有化(繫際)を道路建設によって整備し「掛町」としてゆくような、住居の個別的な要請を秩序化する形と、「新町」のように自然形成的な土地に対して土地造成を施すことで宅地化し、その後の増殖の方向と範囲を誘導する形が存在した。また元禄期には、背割線をもち奥行を揃えた整形街区(新開町)が開発され間口を分配する形がとられている。

鞆においては、近世初頭の領主権力による整形街区(武家地、鍛冶町)の形成、埋立てによる大規模宅地(道越町)の造成がなされ、続いて地先を増殖する形で浜側宅

地が造成され、片側町から両側町へと移行すると同時に大規模町家の浜側宅地占有の形式が成立した。また「築出」「新開」では、各町町人による共同開発がみられ、その経緯は埋立て・整備による島地を主体とした開発から、後にはそれらを屋敷地に地目変換する方法がとられている。このように様々な計画主体が介在して展開する宅地開発の内実について、さらに具体的な検証が必要であろう。

大和郡山では、古代条里・条坊制を先行条件として、一つの地域に形成された中近世・近代の農村集落から城下町に至る住居集合を体系的に把握し、その自律性と計画性を問題とした。そこでは、城下町の武家地区のように類型の異なるものがヒエラルヒシユに構成される「中心一周縁系」の住居集合と垣内集落や街村、町家地区のように同類型のものによって構成される「均等な住居集合」が見いだされる。そして、様々な規模の自律的な集住体(土豪屋敷+集落、城+町、本村+枝郷・街村、城下+周縁沿道町・足軽町、等)が、「中心核+均等な住居集合+圍繞装置」という形をとっており、中心核の存在は計画主体として周縁部に従属的な集住空間と緊密な社会組織を形成し、均質な住居集合を成立させたといえることができる。

このようなモデル化から**鞆**では寺社、城郭等の複数の都市核と均等な住居集合の連結によって構成される中世港町のイメージが示唆された。

また、住居集合の自律性に関しては、集住域を安定させるものとして、先行条件としての地形、地割形態あるいは圍繞装置(環濠、藪、門、水路等)の存在があり、構成員の社会組織を安定させるものとして、共有資産(会所、木戸、水路、共有地等)の存在あるいは「箱本制度」「宮座制」のような交番制、役負担を通じた構成員数の限定等が認められた。城下町では、これらは計画性の中に内在していたのであり、住居集合の計画性と自律性は相反するものではなく表裏の関係にあったといえよう。

一方、**宿根木・菅浦**は明確な中心核をもたない住居集合であって、構成員の「家」の求心性を維持しながら個から全体へと秩序づけられていく住居集合として位置づけられる。こうした住居集合の自律性については、例えば**菅浦**では、中世以来の惣共同体による居住の秩序化(四足門による居住領域の限定、共有地の維持・管理、構成員の居住形態に対応した役負担、等)がみられた。それは、階層差をもつ「家」の居住形態を前提としながら、それらを部分として位置づけ安定的に維持していく全体の居住システムが成立したことを示している。そこでは社会集団の性格と「家」の関係性を的確に読み取り、住居集合の自律性の可能性と限界を見極める必要がある。

2. 対象の設定

このような問題意識から、本年度は、以下の調査研究対象を設定した。

①奈良県大和郡山市筒井町の現状集落・民家調査

これは、昭和53年度「奈良盆地における住宅地形成の解析」・昭和54年度「大和郡山城下町における住宅地形成の解析」に関する補足調査である。筒井は、筒井順慶の居館を中核とする戦国期城下町として著名であるが、そこには二つの垣内集落と市場によって構成される複合的な住居集合が認められる。それは、今までに検証した環濠集落と近世城下町に関する住居集合の成立過程との関係性を明確にしうる貴重な事例といえる。

②近世京都の都市空間に関するティポロジ的分析

中世後期の京都における公武公権の相対的地位の低下は、両側「町」一組町一町組一上・下京といった重層的な庶民(町衆)の居住地区の自律的形成をもたらすとともに、そこに介在した寺社をはじめとする都市小領主群による局所的な都市支配・開発によって、都市全体を統合する秩序を欠いたまま多数の都市核によって組織される複合的な都市空間を出現せしめた。秀吉以降の支配権力の都市計画の目的は、こうした中世的都市空間を一元的支配のもとで近世「町」空間を基本単位としたツリー状の都市空間に再編成することにあつたといえよう。

しかし、このような都市空間の変革の意図が、それまでの都市住民の居住形態のあり方を一方的に捨象し、新たな居住形態を創出せしめたものではない。都市空間を居住を軸とした「住居集合」の存在形態として見直すならば、中近世を通じて歴史的に積層した空間形態の諸層を見いだすことも決して不可能ではない。注目されるべきは、都市住民の居住環境が何を歴史的に蓄積し、また新たな居住法則をいかなる形で受容しながら、自らのもの(型)としたかである。

そうした意味で京都は、古代以来の歴史的な積層性と幾度かの居住論理の変革を経たほとんど唯一の都市である。

本報告では今までに抽出された多様な住居集合の存在形態を、より体系的に位置づけるための対象として京都を設定した。ここでは大和郡山市に関する補足調査については割愛し、もっぱら京都についてのみ、以下の諸点に関して分析を試み、問題提起をすることで今後の住居集合史研究の一助としたい。

I. 近世京都の都市形態—都市の全体像・都市空間システムの把握—

本章は、近世京都の都市形態の全体像を具体的に把握できる史料である宮内庁書陵部編『寛永十四年七月二日洛中絵図』、京都大学附属図書館所蔵(中井家旧蔵)『寛永後万治前 洛中絵図』、京都地籍図編纂所発刊『京都市及接続町村地籍図(大正元年地籍図)』を基本史料として、

そのティポロジ的分析(Tessuto Urbanoの把握)から、住居集合における意味のある「まとまり」を抽出し、都市空間構造の特質・都市形成過程に関する若干の推論を行う。近年の近世京都における研究の蓄積は個別「町」を中心になされておられ、その集合体を都市と呼びうるのならば、個々の「町」を都市空間の中でどう位置づけるのかを再検討する必要がある。本章は、その基礎作業と位置づけられる。

II. 近世京都の都市開発—高瀬川流域を主とした近世の町地開発過程—

本章は、近世における都市開発行為の実態を慶長年間以降の高瀬川流域の町立て=町地開発過程を解明することから考察する。都市開発パターンは、A:慶長期における二条一四条間の舟入りを計画的に配した街区の開発(武家屋敷を配置)と、B:寛文期における四条一五条間の町立て=町人に主体性が認められる街区の開発、に大別される。本稿では、Bを中心に、①宅地開発の経緯、②開発町人:開発業者:開発町の関係性、③街区・屋敷割の計画性と建築類型の関係性、④浜地の存在形態、を考察することで、近代都市における住居集合の計画性と自律性の内実をより具体的にみた。

III. 洛中農村の具体的様相—東塩小路村における都市周縁域の空間構造—

本章は、近世都市(土居内)に取り込まれた東塩小路村の居住形態を、先行条件としての古代条坊制街区の上に中世末期に成立した「構」をもつ垣内集落と、それに従属した地借人層の町屋地区(片原町)と捉えることで、その階層性と居住形態の関係性を中世的居住からの連続性のもとで考察する。さらに近世中後期の借家経営等、都市部に内包された農村としての独自の展開についてもみたが、中近世を通じて都市周縁域にあった当地区では、都市と農村の境界領域に位置づけられる居住形態が常に存続したと考えられる。そのことから逆に、都市と集落の住居と住居集合の本質的差異について再考した。

3. 調査日誌

1985年9月25日～29日	京都・現状の都市形態に関する調査(2名)
10月3日～5日	同 補足調査(3名)
10月23日～26日	京都・史料調査(4名)
1986年3月13日～16日	同 補足調査(3名)
6月5日～7日	筒井・予備調査および現状の集落形態に関する調査(6名)
6月22日～24日	筒井・調査依頼および史料調査(3名)
7月17日～20日	筒井・本調査(7名)

第I章 近世京都の都市形態

—都市の全体像・都市空間システムの把握—

近世初頭の統一政権による都市開発は、「集落連合」程度の規模の中世末京都を、一躍大規模な広がりをもつ「都市」にせしめた。寛永年間に中井家が作成した絵図²⁾には、こうした一連の都市開発が描かれているとみることができる。

近世初頭（天正一慶長期）都市開発としては、①聚楽第の造営および武家町の建設、②禁裏造替と公家町の整備、③寺町・寺の内等への寺院集中、④市中町割、⑤御土居築造、⑥東西本願寺および寺内町の誘致、⑦二条城とその周囲の武家屋敷群の建設、等があげられる。このうち本章が直接の対象とするのは、天正期に行われた④市中町割であるが、その結果出来上がった町人地は②③⑤⑥⑦などにより圍繞される一方、内部には様々な階層の人々を抱え込んでいた。これらの階層の居住が、町とどのような関係をもっていたかということも念頭におき、まず天正期における町立てからみていきたい。

1. 天正期における町立ての諸相

一般に、古代条坊制における方一町の正方形街区は、天正18年(1590)秀吉によりその中央に南北街路を通され、いわゆる天正地割により短冊型街区に改変される一

方、正方形街区が残る一帯は中世末にすでに市街化されており、大きな改変がなされなかったとされる。

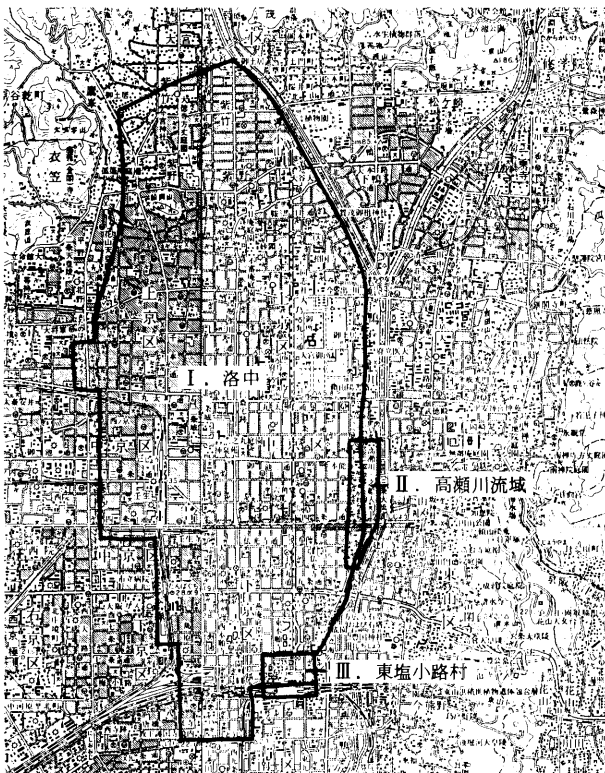
こうした街区がどのような経緯で成立したのか、ここでは、天正期の町の成立と展開を御旅町を事例としてみてみよう。同町は、「祇園社記」二十三（『八坂神社記録上』）によると天正19年(1591)、正方形街区の残る高倉東洞院の「四町まち」から移転し成立したものであり、①正方形街区が近世初頭に改変を受けていること、②移転前の「四町まち」は、至徳二年(1385)に御旅所として、東西を烏丸・東洞院通に、南北を仏光寺・高辻通に挟まれた方一町の屋敷が確認でき、方一町の敷地中心部を占める「屋敷」とその周囲を取り巻く町屋からなる四丁町であったと考えられること、③御旅所と町の四条通への移転によって、祇園社に対して洛中・洛外を明確に分離したこと、④替え地が、「北南十二間」「西東八十間」という街路と町屋敷のセットとなった形式で与えられており、街路が両側町と不可分な関係をもつ近世における街区のありかたを端的に示したものであること、⑤街路を含めた両側の町屋敷の総奥行が12間と、移転直後の町屋敷は巷所程度の規模であること、⑥寛永期にはすでに洛中一般の町と同様の奥行を獲得していること、が判明する。これらの事実は、近世初頭の都市開発の意図と、中世末において領主権力に従属する形で存在していた町人が、近世になって自立する場所を町の中に得ていく過程を端的に示している。

2. 都市形態

このようにして成立した町々によって形成された近世都市が、どのような集合の論理をもつものであったのか、そのことをここでは街路を取り上げ考察する。

一般に近世における街路は、両端部を木戸で閉じることによって町の内部空間として機能するとともに、町々を貫くインフラストラクチャーとして存在した。町内の街路は、町の負担で管理されるのが一般的であるから、前者の機能を前提に後者の機能が成り立っていたといえる。そのために街路は、公儀と町人の思惑がぶつかり合う場所であった。例えば、宝永5年(1708)の大火後、街路幅員の拡幅等、大規模な街路整備がなされるが（『京都町道幅極の事』『京都御役所向大概覚書』三、四十）、榎木町通・錦小路通の肴店については、「小路広く成候て者商売難儀二付」と種々の条件を付けつつも従来どおりの街路幅員を認めている。注目されるのは、当時の公儀そして町人により、街路幅員が生業と密接な関係をもつものと認識されていた点である。街路幅員が町の内部空間を性格づけるのに重要な役割を果たしており、それが一般に認識されていたことが指摘できよう。このように、幅員は街路の特性を集約的に表したものであり、分析上有効な指標であると考えられる。

以下、寛永の絵図をもとに、近世初期の街路の様子を



図一 対象地域（建設省国土地理院発行の地形図による）

注2) 宮内庁書陵部編『寛永十四年七月二日 洛中絵図』（吉川弘文館刊本）、京都大学附属図書館蔵 中井家旧蔵『寛永後 万治前 洛中絵図』（臨川書店刊本）。

特に幅員に注目して、全体にわたり概観する^{注3)}(図-2)。

まず、幅員寸法の記載位置については、その密度にかなりバラツキが認められ、街路の幅員の変化が激しい所とそうでない所が段階的に把握されたものと考えられる。また、不整形な街路形態をとる上京では、寸法が記載される地点が何本かの街路に集中しており、その街路が都市の構造の中で重要な位置を占めていたことを推測

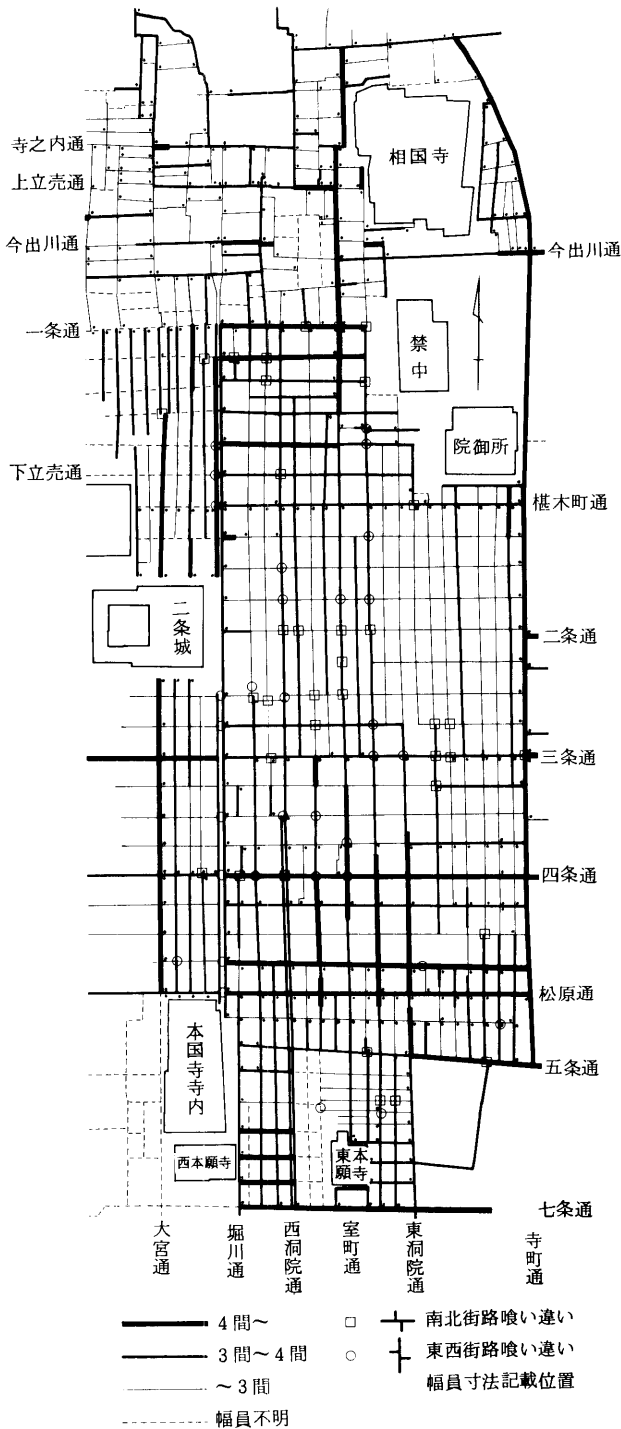


図-2 近世初期街路形態図

注3)『寛永十四年七月二日 洛中絵図』の方が細かく寸法が記載されている。これは同絵図が『寛永後 万治前洛中絵図』の下書きであったためと考えられる。ここでは、前者に記載される寸法から作図した。

させる。

次いで、幅員寸法については、幅員1間程度から5間を超えるものまであり、場所によってその性格が相当違うことが判明する。また、同一名の街路も所々で喰い違い、雁行し、その幅員を変える。面的にみれば、一条以南の条坊制を引き継ぐ地域に比べて、同以北に位置する上京の街路が細いこと、南北・東西で比較すれば、南北の街路の方が太いこと、特に太い街路として、南北では寺町・大宮・室町通等、東西では四条・松原通等があげられること、等を指摘できはするが、それらの法則性が全体を強固に覆うことはない。

以上のように、インフラストラクチャーとしての街路も、通過する場所それぞれによってその姿を刻々と変えていることが分かり、街路が多様な町の内部空間として存在していることを示している。街路は町々を結び付けてはいるが、近世の京都においてそれが強力に都市全体を律するべく均質なものとして設定されてはいなかったと考えられる。

3. 地域の構造

しかし、町々は決して無秩序に集合しているのではなく、ある地域の中でみると、町々の集合の形態には一定の法則性が認められる。以下、その法則性を街路に加えて街区・町域^{注4)}をその指標として取り上げ考察する。ここでは、ケーススタディーとして下京(堀川以东三条~五条間)・上京(一条以北千本以东)を扱う。

①下京

1) 街路(図-2)

a 南北 まず、高倉通以西と以东の幅員の差異が指摘できる。以西の街路は4間以上のものも多く、2間台を主とした以东より太い。また、以西の街路は、特に三条松原間でその南北より太くなっているが、これは正方形街区部分に対応する。

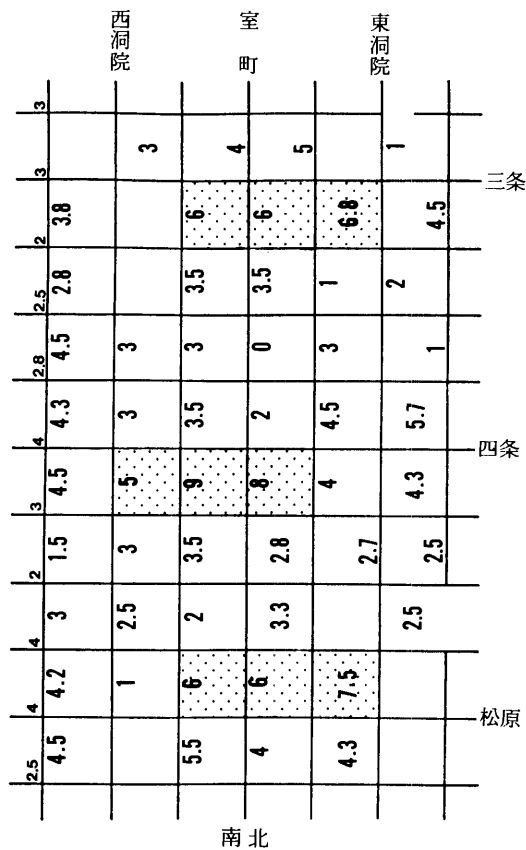
b 東西 旧大路に当たり洛外へ通り抜ける四条・松原通・五条通など街道の役割を担う道は3間以上であるが、それ以外は2間台が多く全般的に南北街路より細い。また、東西両端の寸法を比較すると、西端より東端が太くなっているものが5例あり、南北街路とは逆に、正方形街区部分がその東より細い。

2) 街区(図-3)

古代に内法で40丈(=約61.5間)と定められた方一町の区画は、中世における街路の巷所化を経て、それよりも大分大きくなっている。ここでは、正方形街区が多く残る高倉以西について考察する。

a 南北 南北寸法の大きい街区は、旧大路である三条・

注4) 京都全体の町域をみる事ができる最古のものは大正元年の地籍図である。町研究の成果により、近世を通じて町域にはさほど変化がないことが明らかにされている。従って若干問題は残るが、近世の早い段階での様子を同地籍図が表しているものと判断した。



数値は街区幅で60間を超える数値
(単位：間)

図-3 下京街区規模分布図

四条・松原通に集中する。また、三条・四条では南側、五条では北側において街区の肥大が顕著であり、巷所化は街路の両側から均等に進んだのではないこと、また、三条・五条のような古町の周縁部分では、中から外へ向かって広がっていることが判明する。

b 東西 南北方向の寸法と比べてかなり大きく、さらに、街路幅員も太い。街路を含めた街区の心々寸法は、東西が南北をさらに上回り、寸法上では、南北街路は条坊制の街路の上には乗っていないことになる。そこには何らかの改変が想定される。

3) 町域

正方形街区のピラミッド型構成と呼ばれる町域形態も、実際にはいびつな形が多い。中には、二町が街区の大部分を占めている場合もある。また、一本の街路に沿って複数の町が町域を連続させる部分がある。四条・油小路・東洞院に沿った町々がそうであるが、この中に旧大路である四条・東洞院が含まれているのは、先に指摘した巷所との関係が予想される。

高倉以東の地域で注目されるは、南北に長い短冊型の街区構成をとるにもかかわらず、かなり東西町が発達していることである。このことは、短冊型の街区構成と町切りの関係が固定したものではないことを示す。この場合、南北との関係から街区形態が選択され、すでに市街化されていたと思われる高倉以西から街路を延ばすため、横方向の町切りが選択されたとみることも可能である。

②上京 (図-4)

1) 街路

T字の辻を構成する街路が多く、幅員も2間台が主でインフラストラクチャーとしての機能が希薄なものが多い。この中で三間以上の比較的太い街路としては、南北の室町・新町・小川・大宮・千本通等、東西の寺の内・上立売・五辻・今出川通等がみられ、雁行・食い違い・幅員の変化はあるが、上京内を貫通した主軸道路として、インフラストラクチャーの機能を他よりも強く担わされていたと思われる。

2) 街区

規模・形状は様々であるが、これらの街区を区画する街路に、「辻子」が多く含まれることが注目される。「辻子」は「町通り」に対して二次的な性格をもつ街路であるが、そうした辻子が存在することによって、ようやく高密度の街区が構成されている。

3) 町域

南北では、室町・大宮・小川通に沿って、東西では上立売通に沿って町域が連続する。街路幅員は3間以上であり、近世の上京において主軸を成す。これはまた中世末町組の主軸街路とも一致している。

上京では短冊型の街区においても、その背割りは雁行

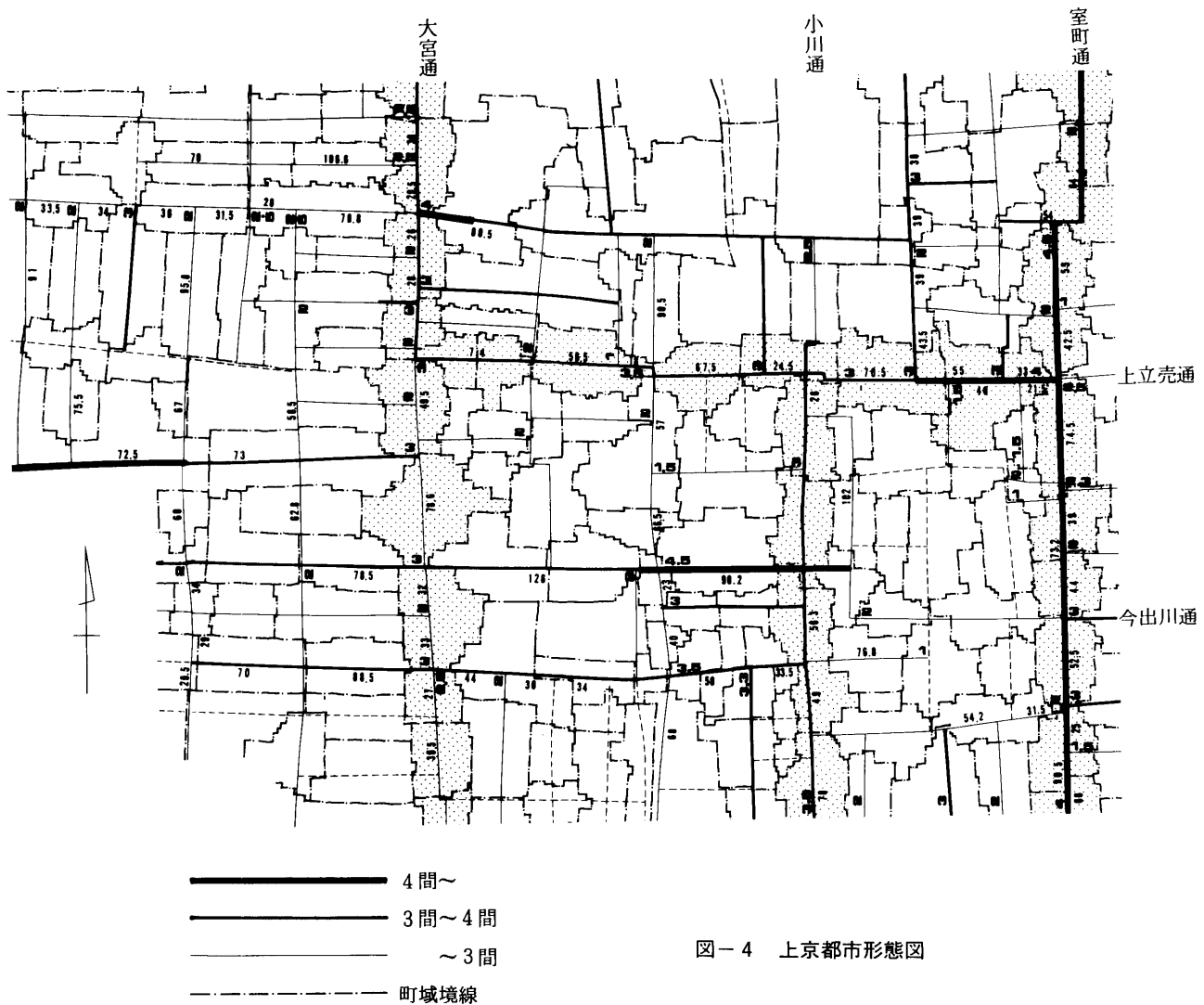


図-4 上京都市形態図

するものが一般的であり、下京の同型街区との明確な差異が認められる。しかし一方で、背割りが直線となる街区が大宮通の西方に集中し、これらの計画性が窺える。以上から上京では、近世初頭の開発の中でも、中世末の基本的構造を継承し、むしろ既存の構造を利用して面的な開発がなされたと考えられる。大宮通西方の一帯に背割りが直線となる街区が集中するのも、既に主軸街路であった大宮通から延ばす形で開発を進めたためとみられる。

第II章 近世京都の都市開発

一高瀬川流域を主とした近世の町地開発過程一

本章で主な対象として扱う寺町通・鴨川間は、高瀬川開削にみられるように水運の拠点として重視されたこと、洛中からの都市膨張を吸収しうる都市的余白を備えていたこと、さらに洛中が排除した都市機能を受け入れる周縁性をもつこと、によって近世を通じて何段階かの都市開発がなされ、高密度な都市空間を形成している。それは、近世における計画的な都市開発によって成立した

住居集合の特質を提示してくれるものであろう。^{注5)}

1. 都市開発の諸相

近世における都市開発は、近世初期に公権力がなした都市再編成、町人主体による面的な屋敷地供給、および各住居の個別的な増殖とその公的秩序づけ、に要約できる。

(1)天正期の都市改造に伴う都市開発

前述したように祇園社御旅所の移転に伴う「四町まち」の替え地には四条通に沿う12間×80間の領域が充てられた。寛永14年(1637)「洛中絵図」からすでに当町地の南北が約35間と認められるが、その規模は、「下京十二番組式拾町々亀絵図」(『永松小学校所蔵文書』)から復原される明治3年(1870)の地割復原図(図-5)とほとんど変

注5) 四条五条間の15町については、「下京十二番組式拾町々亀絵図」,「修理書取調帳(建家間数図面等)」(『永松小学校所蔵文書』)によって明治初年の連続平面図の復原が可能である。同史料は、すでに日向進氏による各町別の詳細な分析がなされている(「近世京都の都市開発と町並—下京十二番組の形成過程を中心に—」『人文』31号 昭和58年。本研究は、それをより発展させたものである。

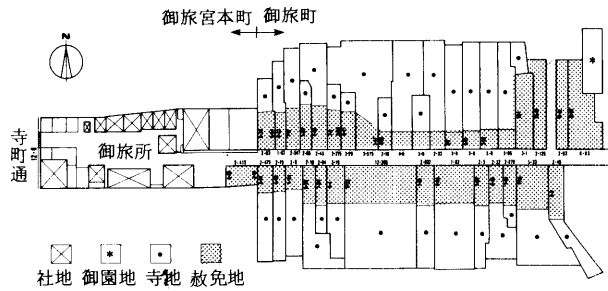


図-5 御旅宮本町・御旅町 明治3年(1830)地割復原図

らない。当図は、町地を社地・御園地・寺地・赦免地に分け、社地は移転した神社の占める領域、御園地は旧土居地であり、街路を挟んだ両側の10数間が赦免地、その後背地が寺地となる。後背地は、天保15年(1844)「御旅所社絵図」(『田中吉太郎家文書』)に、「金蓮寺借地」とあるように、寺領借地として存在していた。以上から、天正期に供給された屋敷地規模は、赦免地に相当する奥行3間から7間の狭小なものであったと考えられ、それが寛永14年(1637)までに裏地(藪)を寺院から借り受ける形で奥行のある短冊型の屋敷地を獲得したものと推定される。このような零細な屋敷地割と奥への拡充の過程は、近世初頭の町地開発の状況を端的に示すものといえよう。

(2)寛文年間以降の町地供給に伴う都市開発

寛文年間には鴨川に堤が築かれ、四条五条間土居裏には高瀬川が延長されるとともに新屋敷九町が開発される。寛文10年(1670)「町儀難波録」(『久板家文書』)には、「西側島地新屋敷二被為成」とあり、当地は町地開発以前には畠であった。その土地所有者であった近隣の植松町の町人らが「其方持地之割ニ」開発経費を負担し、開発業者を雇っている。延宝7年(1679)「四条河原高瀬新屋敷美濃屋町御検地帳写」(『北村家文書』)に記載された「古検」は、町地開発前の畠地の丈量を示すものと考えられ、また当町の役負担が軒役ではなく、屋敷面積を基準とした年貢地(2石代)であったことは、町地開発以降も屋敷地が耕地と同様に扱われていたことを示す。享保年間に定められた和泉屋町の「町儀式目」(『大塚家文書』)では、屋敷地外の町内の管理負担について屋敷間口割に応じた役負担を詳細に定めており、町並の整備とともに間口割による軒役方式に移行したと考えられる。さて、このように開発された屋敷地は、「地屋敷」として各町人に売り渡されており(「町儀難波録」、寛文年間の四条・五条間の都市開発は、土地の投機的価値を見越した町人による町地開発とみることができよう。これは、新屋敷の面的な大規模開発を可能にする前提であった。

また、屋敷地割は松原通以北では鴨川堤防と高瀬川に直交する形で配列されるが、松原以南の植松町裏側(難波町、西橋詰町)では寺町通に直交する。寺町通に面す

る植松町の裏側には土居がないため、地尻を高瀬川まで延ばす形で後背地に町地が開発されたとみなされる。このような「掛町」のごとき個別的な町地開発が、ほぼ同時期になされていた。

以上、天正一慶長期の都市開発は公権下の都市再編成を主としたものであって、寛文年間以降の都市開発にみられる町人主体の様々な町地開発パターンとは本質的な差異が認められる。

2. 住居集合を秩序づける論理の形成

都市開発によって新しく成立した住居集合が内部秩序を獲得していく過程の一端は、私有されない領域を規制する論理の変遷に現われる。

(1)都市施設の管理

高瀬川に架かる高瀬橋と高瀬川の石垣は都市施設であり、その維持・管理には一定のシステムを要する。まず、寛文年間の町人達が地屋敷を買得た際、以下の契約がなされていた。天和3年(1683)の「乍恐奉口上書指上ケ候」(『町儀難波録』)は、新屋敷九町が松原通に架かる高瀬橋の管理責任を公儀へ問うものであるが、同九町が責任を負うべき都市施設は「町々壱ツ宛之高瀬橋」と「我々かかへ申候石垣」であり、これらは各町の町域内にある高瀬橋と高瀬川石垣であった。この二者に含まれない高瀬橋と高瀬川石垣に「松原通高瀬川の橋」と「四条下ル樋之口之上石垣拾貳間四尺余所」とがあり、その維持・管理は3人の「開発之仁」が永代修理という形で責任を負っていた。そこに開発初期の町開発者の「支配」あるいは「永代修理」を介在させた町々の維持・管理システムが見いだせる。しかし、天和3年(1683)の時点ですでに3人の「開発之仁」は「相果・欠落」しており、公儀は「開発之仁」の管理責任を新屋敷九町へ依託し、同九町は管理を請け負い、「開発之仁」に依拠しない管理システムに移行していく。また、享保年間に開発された下材木町では、同町南の両面石垣について、「支配」は下材木町、「諸入用」の半分は組町と決められ、組町内での調整がなされている。このように組町としての管理システムを近世中期には確立させていったと考えられる。

(2)浜地の存在形態

四条五条間土居裏新屋敷九町は富永町を除き、高瀬川に面して浜地をもち、明治初期には各々の屋敷地の前面に地先を延ばして浜地を私有している。しかし、浜地は本来私有地ではなく、赦免地として公儀より拝借されたものであり、高瀬川の水運に依拠する薪炭商の町として、各町が町屋敷の間口割に応じて浜地を分割利用していた。やがて同業者仲間から離脱する町が増すにつれ、同業者仲間と各町あるいは町内部で浜地の利権が衝突する。近世末には衰微していく薪炭商の助成のために公儀は各町から浜地を取り上げ、10年の年限で薪屋仲間へ貸し渡すが、同時に薪屋仲間は各町へ浜地を貸し地代を得

た。年限が切れたとき、各町は「御浜地地子銀」を公儀へ納めて浜地を直接に拝借する形式をとり、幕末期以降浜地は赦免地でなく私有地へと転化していくのである。

3. 屋敷地形態と建築類型

(1) 屋敷地形態

天正期に開発された御旅町(図-5)では、当初狹隘であった屋敷地が寺領を借地として奥行を延ばし、隣地との分割・統合によって複雑な屋敷地形態を生んだ。他方、寛文期に四条五条間土居裏に開発された屋敷では、美濃町の延宝7年(1679)以降の「検地帳」^{注6)}(『北村家文書』)の分析から、町立てに6尺5寸竿が用いられていること、3間未満の間口が存在しないこと、奥行が15間程に揃えられていること、開発以降の屋敷地の分割・統合や裏行への拡大がみられないこと、が指摘できる。これらのことは居住形式の変容に伴う建築の変化を屋敷地の内部で解消し得たことを意味する。すなわち、寛文期以降、都市開発を経て成立した屋敷地形態は何らかの建築類型を前提としていると考えられる。

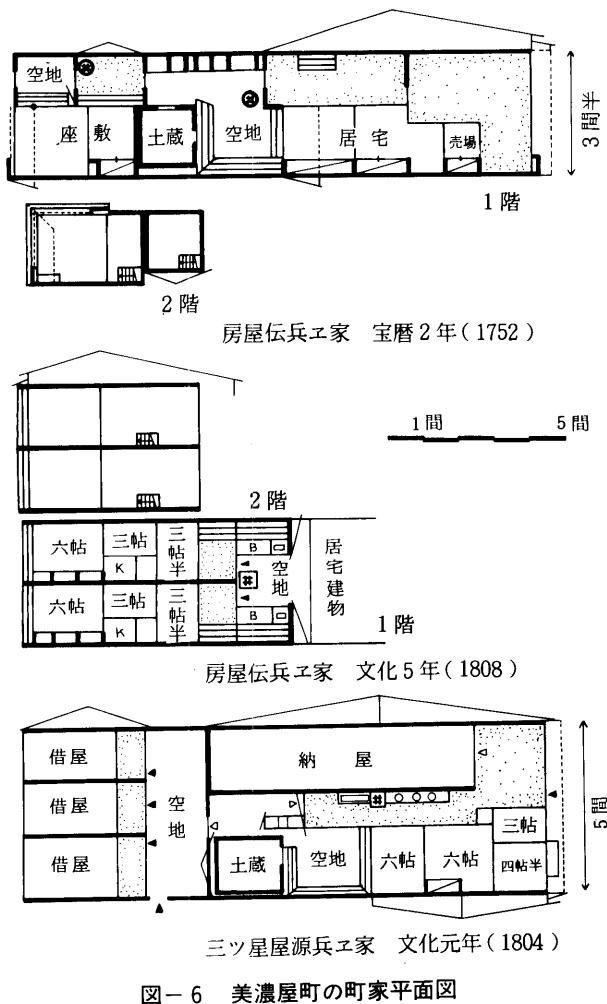


図-6 美濃屋町の町家平面図

注6) 延宝7年(1679)「山城国愛宕郡四条川原検地帳」、貞享4年(1687)「家屋敷御年貢御書付」、享保8年(1723)「高瀬川筋松原上ル美濃屋町絵図写」、天明7年(1787)「検地帳絵図面」。

(2) 建築類型

まず、開発当初より薪炭商の町としての性格から成立していたとみられる建築類型を考えると、間口幅3間程度の小規模な住居形態と間口4間半から5間程度の中規模な住居形態が想定される。前者に相当する宝暦2年(1752)「普請之御願」(『北村家文書』)にみられる房屋傳兵エ居室(図-6)は、間口3間半、幅の広い通り土間、売場を設けた前土間をもつ1列2室で構成されている。後者に相当する文化元年(1804)三星屋源兵エ居室(図-6)・文政8年(1825)河内屋弁吉居室(『同家文書』)等は、間口5間・4間半で通り土間1列3室構成の主屋脇に納屋を並置した形式をもつ。基本的には開発当初に前提として成立した建築類型が居住の変容を受け入れる骨格として継承されたと考えられる。

一方、鴨川沿いの町では屋敷の奥に「座敷」が成立していることが特徴的である。和泉屋町で享保期に確立していた「座敷」は、「月貸」と「日貸」がある短期借家であると同時に鴨川に臨む遊興施設であった。明治5年(1872)の和泉屋町の連続平面図(図-7)には「座敷」経営の進展の結果が表わされており、当町では、「座敷」と「表借屋」のみで構成され、持家の存在しない屋敷地が約半数を占めている。このことは、遊興性をもつ裏借家としての「座敷」が鴨川沿いの町々に浸透した状況を示す。一方で、土居・河原町間の幸竹町や稲荷町では居付地主のほとんどみられない大規模借家経営による長屋群が存在した。これらの近世後期にみられる新たな建築類型の成立は、寛文期以降成立していた同業者町としての自律的な住居集合の崩壊を示し、当地が都市周縁域に位置づけられていたことを反映している。

第三章 洛中農村の具体的様相

一 東塩小路村における都市周縁域の空間構造一

1. 東塩小路村の成立と集落形態

天正期の都市改造によって御土居内に取り込まれ、^{注7)}洛中農村として成立した東塩小路村は、中世後期には、平安京内の東寺所領であった「八条院町」の大部分を含んでおり、中世集落からの連続的展開が想定される。詳細は明らかでないが、『若山家文書』に散見する天文-天正期の作職売券では、北小路・八条・西洞院・高倉辺に及ぶ広域にわたる土地集積が確認され、東塩小路村は、16世紀初頭以降「若山家」のごとき在地の庄家・地主層の抬頭を契機に東洞院通に形成された集落を母体として成立したと考えられる。寛永14年(1637)「洛中絵図」では七条道場南隣、東洞院に面して、A-東側は、東南を土居に圍繞され引込み路をもち「東塩小路村」と記載さ

注7) ただし、耕地は土居外の八条北辺まで及んでおり、土居建設によってそれまでの村落の領域が分断されたことは注目される。

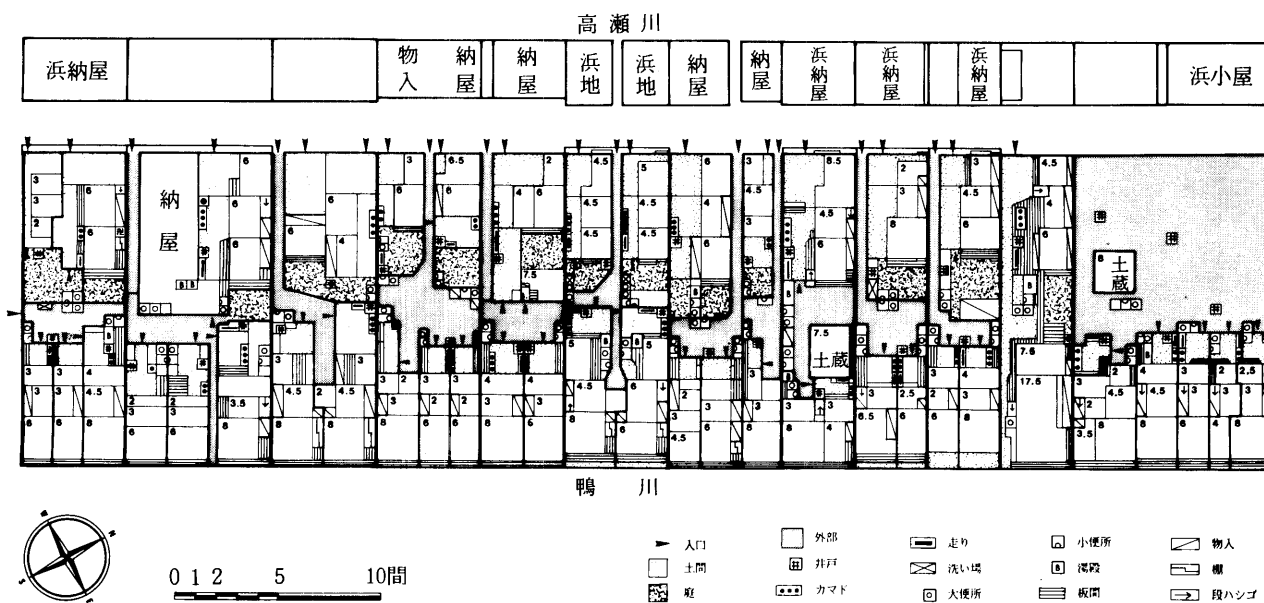


図-7 和泉屋町連続平面図 明治3年(1870)

れる集落部分、B—西側は、街村状で表口111間裏行22間の規模をもち「町屋」と記載される集落部分が描かれ、このような村落の具体像は検地帳等の諸史料⁸⁾によって復原される。

集落部分Aでは、東洞院（大溝）に面して東西幅3間程度の藪地をもち内側に南北の主軸道路が通るが、これらは寛永期には藪地は「西ノ構」、集落入口は「北口」「南口」と称されており、集落内は「藪ノ内」あるいは「柿内（垣内）」と呼ばれる。すなわち、集落部分Aは構をもつほぼ方一町の垣内集落であったことが判明する。一方、集落部分Bは、天正・寛永期には「むかい」後に「向片原町」と称されている。以上のように、東塩小路村の集落形態の祖型は、先行条件としての平安京以来の条坊制を基軸に展開した中世末期の「構」をもつ集落群の一類型とみなされるものである。

ここで、近世初期の住民構成と土地所有状況を寛永16年(1639)「家数人数改届張」「検地帳」(『東塩小路村文書』)によってみると、以下の諸階層が確認される。

①垣内に居屋敷を構えた住民階層であり、用助28,711石を筆頭に土居内外に多くの耕地を所有した表百姓層、②向片原町に居住した無屋敷登録人で、大半が地借・借家人層と想定される。また②の耕地所有はいずれも零細であり、向片原町は、垣内に居住した表百姓に從属した諸階層の居住地区として位置づけられる。さらに注目され

るのは、これらの家に「同家ニ居住」と称される住民階層が内包されていた事実であり、相家の一形態と考えられる。このように近世初期の町家形式は、從属諸階層の複雑な居住形態の成立基盤としと存在したのである。

2. 向片原町の居住形態

寛永期以降の向片原町の土地所有状況を見ると、寛永期の屋敷地面積は近世中期以降の屋敷地割に比較すれば明らかに小規模であり、狭小な住居建築とその周辺部を丈量したものであったとみられるが、そこには小規模ながらも地借人層の独立住居が想定される屋敷地と長屋住居が想定される屋敷地が存在した。いま、後者の屋敷地の以降の変化に注目すると、これらは少なくとも寛延3年(1743)⁹⁾までには表間口2間半～3間半程度の比較的均等な屋敷地割に分割されてゆくのであり、それは、水吞百姓層を含む隷属的な居住形態が地借・家屋敷所持へと独立住居を獲得してゆく過程を示唆するものである。

ここで、これらの住居形態についてみたい。百姓与兵エ居宅(図-8) (「土蔵建申度御願」『若山家文書』)は宝暦4年(1754)以前の地借人層の住居形態を示している。主屋規模は、表間口4間1尺9寸梁間5間であり、通り土間幅2間1尺9寸と広く、後土間を持つ1列2室構成である。裏行14間1尺6寸の敷地には奥に2間×3間の小屋・湯殿・雪隠が建てられるが、付属屋の配置は散漫であって多くの空地を残している。また、屋敷地裏には裏道間に背戸畠が存在する。このような住居形態は、町家形式をもつ百姓家の特徴とみなされるものであろう。

次に近世後期の住居形態についてみたい。図-8は、

注9) 前掲寛延3年(1743)「田畑案内帳」による。

注8) 『東塩小路村文書』、寛永16年(1639)「下山城京廻塩小路村御検地帳之写」、寛永18年(1641)「下山城京廻塩小路村御検地帳之写」(妙法院宮御領入)、「同享保2年写」,「同(脇入分)貞享3年写」,元禄2年(1689)「下山城京廻塩小路村御検地帳之写(妙門様入)」,寛保3年(1743)「妙法院宮御領山城国葛野郡東塩小路村田畑案内帳」,延享元年(1744)「妙法院宮御領山城国葛野郡東塩小路村田畑案内帳」,嘉永5年(1852)「若宮八幡宮御社領東塩小路村領田畑案内帳」。

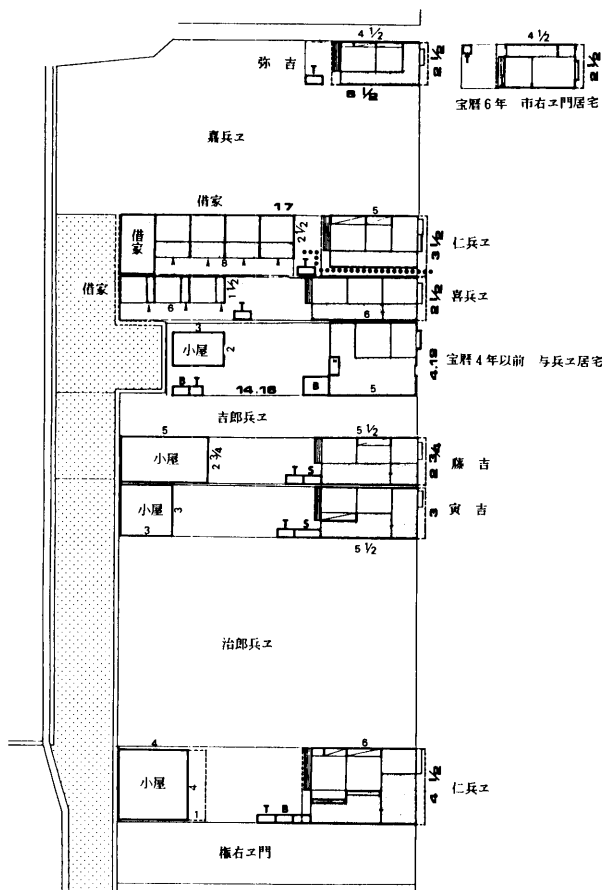


図-8 安政期の住居平面構成（一部宝暦期）

安政6年(1859)「普請御願」(『若山家文書』)によって復元した向片原町の住居平面構成である。表間口は2間半～4間半程度で、通り土間1列3室構成が基本であるが、土間幅が広く、前土間型が多く存在する点が特徴である。表構えは、下屋庇を設けて揚ゲミセを付け開放的な構成となる一方、裏側においても下屋庇で縁側を設け、奥に床・押入をもつザシキが成立している点が宝暦期と異なる。また敷地は奥行17間で揃えられ、奥端部に敷地幅にほぼ等しい小屋を建て中央空地・中庭をもつ一定の配置形式が定着していたとみられ、短冊型屋敷地における緊密な空間構成が形成されていったことを窺わせる。さらに裏借家(長屋)が成立しており、近世後期には借家経営が本格化していたことも注目される。

以上のように向片原町における近世初期以降の住居形態の変容過程は、片側町のもつ半農半商的な従属諸階層の町家形式の性格¹⁰⁾を継承しながらも、独立住居としての自律性を住居集合の中で獲得してゆく一方で、新たな従属階層一借家人層を多く内包せしめるという周縁性をもつ居住形態の特質を提示するものであった。

3. 垣内の居住形態

図-9は、正徳6年(1716)「家数人別改帳」(『東塩小

注10) 文化年間の大徳寺門前町の住居平面構成においても同様の傾向が認められる(『京都府の民家調査報告第六冊』京都府教育委員会 参照)。

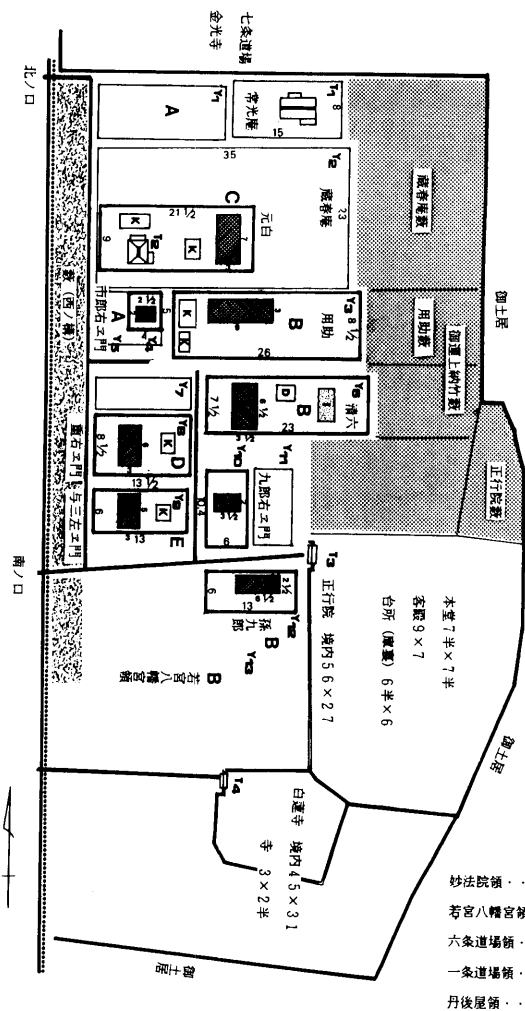


図-9 正徳6年(1716)垣内屋敷の推定復原

路村文書』)から復元した垣内屋敷の状況である。これをもとに、さらに寛永期まで遡及して垣内屋敷の諸類型をみると、a: 垣内中央部に位置して大規模な屋敷地を占める $Y_3 \cdot Y_6$ 。b: これらの前面に位置して接道する奥行数間~10数間の中小規模屋敷 $Y_4 \cdot Y_7 \cdot Y_8 \cdot Y_9 \cdot Y_{10} \cdot Y_{11}$ 。c: 寺庵を含んで垣内北半に大規模な屋敷地を占める $Y_1 \cdot Y_2$ に大別される。

まずaについては、「名」屋敷と称された Y_6 や村方庄屋・年寄であった用助屋敷 Y_3 では、方一町程度の垣内において、主軸道路に対して東西方向に短冊型の大規模な屋敷地を占め、前面には門屋のごとき中小規模の屋敷群があって、背後に藪地を所有するという空間構成をもち、これらが主軸道路に対して並列されることで垣内集落を成立させたといえよう。

次に、その中心に位置する若山用助屋敷 Y_3 の住居形態とその変容についてみたい。用助屋敷は、正徳6年(1716)には8間半×26間の屋敷地を中央部に占め、享保18年(1733)には隣地 Y_6 を買得して屋敷地を拡大した。その内部状況を宝暦14年(1764)以前と推定される屋敷絵図(『若山家文書』)(図-10)によってみると、主屋は、上屋3間×9間茅葺で正徳6年(1716)に確認されるもの

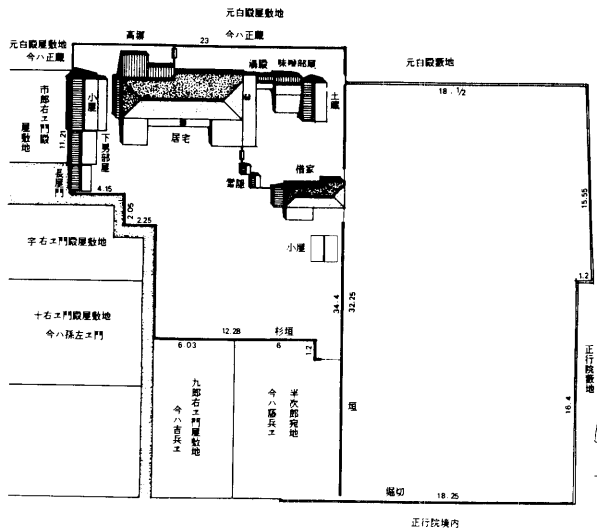


図-10 宝暦14年(1764)以前 用助屋敷絵図

と同一であったと考えられる。梁間が短かく、多くの下屋によって内部空間を拡充している点にプリミティブな構成をみることができる。付属屋についてみれば、正徳6年(1716)に小屋2軒であったものが、長屋門、下男部屋・小屋や高塀垣によって屋敷地を圍繞し、湯殿・味噌部屋・土蔵、あるいは借家(茅葺1間半×4間半)と付属屋群を建設することで屋敷地利用において緊密な空間構成を成立させている。さらに、宝暦14年(1764)の状況を「空地=借家建申度御願」および「居宅絵図」(『若山家文書』)によって復原すると(図-11)、付属屋の多くを残して主屋の建替えがなされ、藪地に借家群(棟割長屋)が建設されたことが判明する。主屋は、4間×6間半瓦葺の妻入田ノ字型4室構成であり、角屋形式の玄関・座敷を付設させている。すなわち、中世末以来の名主階層の住居形態が、その後の屋敷地の拡充の過程を経て、18世紀中期に至って近世における庄屋階層の住居形態を獲得したものとみなすことができよう。さらに注目されることは、寛永期に向片原町を従属させることによって垣内に「同家=居住」のような従属諸階層の借家住まいが認められないのに対して、この時期になると本格的な借家経営が浸透してくる事実であり、垣内においても向片原町の自立の過程に対応して、18世紀中期以降、都市周縁域の居住形態を胚胎させていった状況を端的に物語っている。

次にbについては、詳細を明らかにしえないが、その集住形式からみて、基本的には中世末におけるa一名主階層の屋敷に従属した抱百姓層が門屋形式の屋敷を構えたものと考えられる。これらの住居形態がaとはかなりの格差をもつものであったことは、正徳6年(1716)の住居形態によっても窺われ、享保20年(1735)「造作御願」(『若山家文書』)をみると、Y₁₀の主屋(2間×3間半)は、妻入の通り土間1室構成であることが判明する。

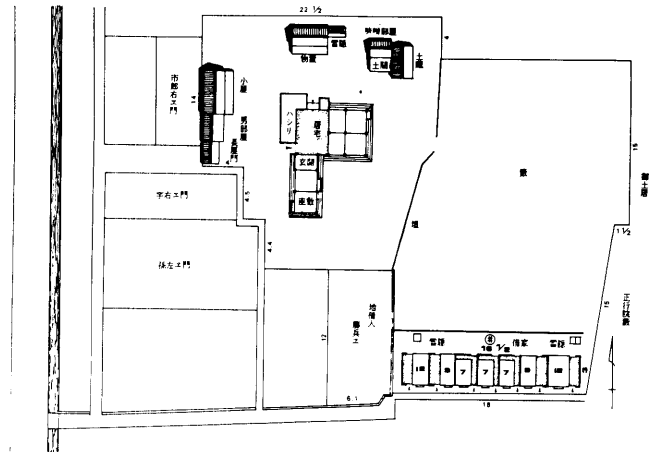


図-11 宝暦14年(1764) 用助屋敷の推定復原

最後にcについては、基本的には、藏春庵Y₂は若山家における庵室隠居による別屋敷の創設、常光庵Y₁は名主階層の屋敷奥への庵室(持仏堂)の建設を示すものであろうが、このように、近世初期以前に広範に成立する寺庵あるいは庵室隠居の形態が、住居集合のあり方を規定していたことが注目される。

以上のように、東塩小路村では都市周縁性と「構」集落としての求心性を併存させた住居集合の展開がみられ、各々の住民階層が異なる位相において自らの住居を拡充させながら新たな住居形態が形成されたのである。

〈研究組織〉(調査時点における所属)

- | | | |
|----|------|-------------|
| 主査 | 稲垣栄三 | 東京大学工学部教授 |
| 委員 | 山田智穂 | 相模女子大学助教授 |
| | 野口 徹 | 東京大学教養学部助教授 |
| | 陣内秀信 | 法政大学工学部助教授 |
| | 小林英之 | 建設省建築研究所研究員 |
| | 藤井恵介 | 東京大学工学部助手 |
| | 伊藤 毅 | 東京大学工学部助手 |
| | 伊藤裕久 | 東京大学大学院生 |
| | 滝井 恵 | 東京大学大学院生 |
| | 藤川昌樹 | 東京大学大学院生 |
| | 土本俊和 | 東京大学大学院生 |

調査協力

- | | |
|------|------------|
| 小川 保 | 豊橋技術科学大学助手 |
| 後藤 治 | 東京大学大学院生 |
| 竹本 勉 | 東京大学学生 |
| 小杉恵実 | 東京大学学生 |